

仕 様 書

1 業務名

清掃事務所油水分離槽等清掃に伴う汚泥・汚水処理業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

3 業務実施場所

名称	所在地
中央清掃事務所	南区南 30 条西 8 丁目 7 - 1
北清掃事務所	北区屯田町 990 - 3
東清掃事務所	東区丘珠町 873 - 1
白石清掃事務所	白石区東米里 2170
豊平・南清掃事務所	南区真駒内 602
西清掃事務所	西区発寒 12 条 14 丁目 1076-12

4 業務内容

- (1) 委託者が別途業務委託予定の「清掃事務所油水分離槽等清掃・運搬業務」の実施に伴い排出される汚泥及び汚水の処理を行う。
なお、清掃・運搬する業者は後日指示する。
- (2) 処分状況確認のためのマニフェストを提出すること。

5 見込み汚泥量及び油水分離槽等の容積

名称	種類	見込汚泥量及び容積	
中央清掃事務所	油水分離槽 4 基	5.20 m ³	7.00 m ³
	泥溜槽 1 基	1.40 m ³	
	泥溜桝 2 基	0.40 m ³	
北清掃事務所	集水ポンプ槽 1 基	40.00 m ³	42.0 m ³
	油水分離槽 5 基	1.80 m ³	
	泥溜槽 1 基	0.20 m ³	
東清掃事務所	油水分離槽 5 基	1.50 m ³	1.50 m ³
	泥溜槽 1 基	0.20 m ³	
白石清掃事務所	油水分離槽 3 基	4.00 m ³	6.50 m ³
	泥溜槽 1 基	1.00 m ³	
	雑排水槽清掃	1.50 m ²	
豊平・南清掃事務所	油水分離槽 1 基	17.00 m ³	41.0 m ³
	分離槽 4 基	22.50 m ³	
	泥溜桝 5 基	1.50 m ³	
西清掃事務所	油水分離槽 4 基	9.70 m ³	13.40 m ³
	泥溜桝 1 基	3.70 m ³	

6 安全の確保

作業の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

7 備品等の破損事故

業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損したときは、直ちに委託者へ連絡の上、適切な処置をとらなければならない。

8 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 業務報告書の提出

業務完了後に以下の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 当該業務分全てのD票・E票

10 その他

- (1) 受託者は、作業の実施にあたり安全作業に係わる教育を行い事故の防止に努めること。
- (2) 当該業務に伴う用具及び用品については、受託者の負担とする。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、双方の協議によるものとする。

11 発注担当

環境局環境事業部業務課業務係 石島

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階

TEL：011-211-2916

Email：seiso-gyomu@city.sapporo.jp